



国土交通省

富山河川国道事務所

記者発表資料

令和 3年 1月11日

配布：県政記者クラブ

扱い：配布後解禁

国道8号・470号 災害対策基本法に基づく 道路区間指定の廃止について

【災害対策基本法に基づく道路区間指定の廃止について】

下記区間の災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づく区間指定について、廃止しました。

今後も降雪が予想されておりますので、引き続き通行にはご注意ください。

路線名	指定区間(上下)	指定廃止時間
国道8号	たや 富山県富山市手屋地先 雄峰大橋西詰 ～ なかじま 富山県富山市中島地先 中島大橋東詰	1月11日18時30分
国道8号	いみずし しらいし こしらいし 富山県射水市白石(小白石高架橋)	1月11日18時30分
国道470号	うなみ 富山県氷見市宇波地先 灘浦IC ～ ろっけ 富山県高岡市六家地先 高岡IC	1月11日18時30分

【道路状況】

- ・国道8号 富山市手屋地先～中島地先の交通障害解消
- ・国道8号 射水市白石(小白石高架橋)の交通障害解消
- ・国道470号 氷見市宇波地先～高岡市六家地先の交通障害解消

お問い合わせ先

■ 事業対策官 おりはし かずよし
折橋 一禎 TEL: 076-443-4701 (直通)



パレットとやま

国土交通省北陸地方整備局

富山河川国道事務所 Tel:076-443-4701(代)

〒930-0837 富山市奥田新町2番1号 <https://www.hrr.mlit.go.jp/toyama/>